

那覇市民会館の保存可能性等について（答申）



令和元年 10 月

那覇市民会館保存可能性等検討委員会

【目 次】

1. はじめに	(1)
2. 施設概要	(3)
3. 建物の保存・利活用等に関する基本的事項	(3)
4. 建物の保存・利活用等における前提条件	(3)
5. 審議の経過について	(4)
6. 保存・利活用等における4つの方向性について	(5)
7. 建物の保存・利活用等の方向性に関する評価	(6)
8. 建物の保存・利活用等の方向性に関する総合評価	(9)
9. 建物の保存・利活用等に当たっての留意すべき事項	(10)
10. 那覇市民会館における部分復元検討部分（図示）	(11)
11. 那覇市民会館保存可能性等検討委員会 委員名簿	(12)

1. はじめに

先の大戦で焦土と化した沖縄は戦後急速な復興を遂げて、経済や文化・芸術は大いに発展し、現在に至った。激動の歴史の中で沖縄の生活様式は大きく変化し、それに伴い、建築物のあり方についても様々な変化をもたらした。

米軍統治下においては米軍施設が多数建設され、その際には鉄筋コンクリート造（RC 造）等による建設が実施されたこともあり、沖縄の建築技術者はそれらに関わることで建設プロセスやコンクリート等の技術を習得することとなり、沖縄県内においては、RC 造等の建築が定着し、特色ある建築文化が形成された。

これらの時代を経て、1972 年（昭和 47 年）に沖縄は本土復帰を迎えることとなるが、これまでの歴史においては幾度と施政権が変わった歴史的背景があることから、本土復帰の際には沖縄のアイデンティティを模索する機運が高まる契機となった。

そのような背景の中、那覇市民会館の建設においては、那覇市民だけでなく、広く沖縄県民に親しまれ、沖縄の文化向上に役立たせようとの建設趣旨が示され、沖縄の地元設計事務所 7 社による那覇市公会堂建設設計指名競争入札が実施された。

那覇市民会館の設計において、当時設計者は「沖縄の風土性・造形性とかかわりを持ちながら現代建築に（風土的、伝統的）意味づけようと考えて進んで行った」と語っており、その特徴は那覇市民会館のファサードに顕著に表れ、沖縄の伝統的空間及び表現的構成が近代建築技術を用いて具現化されている。

那覇市民会館を特徴付ける建築的要素として、庇の設計においては、沖縄伝統的空間である「雨端（アマハジ）」が挙げられる。このアマハジは、那覇市民会館の外観を特徴付ける大規模な「庇」で屋根と見間違えるような構成で、施設 2 階の階高を全部覆うものとなっている。大庇の仕上げ材の設計においては、古くから民家の屋根に使われ沖縄的景観を作る主要な要素となっている「赤瓦」がファサードを印象付けており、その後の地元コンクリート建築における赤瓦屋根普及の原点ともなっている。壁の設計においては、「アマハジ」、「赤瓦」と同様に沖縄の古民家にある「ヒンプン」も近代建築の中で再考する試みとして設計されており、特色ある建築的要素のひとつとして挙げられるものである。

また、那覇市民会館は、沖縄の「文化の殿堂」として県内外の多くの人々に利用され、沖縄の文化振興に寄与してきたところであり、本土復帰式典が行われた場所でもあることから、歴史性を有する貴重な建築物でもある。

しかしながら、文化の受け皿としてその役割を果たしてきた那覇市民会館は、耐震診断結果や、建物の老朽化の状況を踏まえ、市民の安全安心に万全を期すため惜しまれながら 2016 年（平成 28 年）10 月 13 日に休館となった。

一方で、那覇市民会館は、日本現代の重要なモダニズム建築のひとつとして、2006年に「DOCOMOMO Japan 125 選」に選定され、建物の保存が求められている。

長く市民・県民に親しまれてきた建物は、建築的価値に加えて、歴史的・文化的価値等を有しており、公共建築物としての社会的役割を果たすことで地域社会へ貢献してきた建物でもあることから、今後沖縄の発展のためにも、これらの価値を何らかの形で後世に引継がなければならない。

上記のことを踏まえ、那覇市においては、那覇市民会館の保存可能性等に関する必要な事項について調査審議するため、「那覇市民会館保存可能性等検討委員会」を設置した。

以上のことから、本委員会では、本土復帰後に建設された主要な公共建築物として現存する那覇市民会館が有する様々な価値を後世に繋ぐこと及びその那覇市民会館という建物を通して沖縄のアイデンティティを改めて模索することを理念とし、建物が有する様々な価値が将来長きにわたり市民に引継がれ、それらを通して地域住民ひいては那覇市民がより一層地域へ愛着が持てるよう、保存可能性等を審議し、委員会としての意見を取りまとめたものである。

市におかれては、この内容を踏まえつつ、新たに建設される施設が、今後、那覇市民会館以上に地域から親しまれるものとなるよう、より具体的な検討を進め、計画策定を行っていただくよう、期待する。

2. 建物の概要

那覇市民会館の建物概要は次のとおりである。

名 称：那覇市民会館
建築場所：那覇市寄宮 1 丁目 2 番 1 号
用 途：公会堂
竣 工 年：1970 年（昭和 45 年）11 月
構 造：RC 造、SRC 造、S 造
構 造：地上 3 階、地下 1 階
敷地面積：8,552 m²
建築面積：3,600.59 m²
延床面積：7,324.02 m²

3. 建物の保存・活用等に当たっての基本的事項

本委員会では、当該建物の保存・活用等を行うに当たり、以下の点を必ず充足しなければならない基本的事項とした。

また、那覇市民会館の敷地部分は、老朽化した真和志支所の建替えに係る建設候補地として挙げられ、施設機能を複合化させた新たな施設の建設計画（施設機能数：約 22 施設、延床面積：約 10,000 m²）が進められていることから、那覇市民会館の建物を保存・活用等するに当たってはそれらが十分に機能するよう、駐車場の台数等、新たな施設の設計への対応も含め委員会において確認を行った。

○建物の耐震性、耐久性の向上

○バリアフリー

4. 建物の保存・活用等における前提条件

那覇市民会館の建物の保存・活用等に関する方向性を考えるに当たっては、以下の事項を前提条件として検討を行った。

○那覇市民会館は、文化施設としての機能を久茂地に新設する新文化芸術発信拠点施設へ移すことになる。

○会館としての用途ではなく、別用途で使用するがらの動的保存とする。

○那覇市民会館敷地を検討の対象とし、周辺の土地等は対象外とする。

これら前提条件を踏まえ、以下の視点で検討を行った。

- 沖縄における建築物としての歴史的・文化的意義
- 建築的特徴・意匠性（アマハジ・ヒンプン・赤瓦など）
- 建築物の利便性（駐車場の確保等）
- 施設の安全性（耐震性・耐久性）
- 事業費の多寡（コスト等 初期投資・維持管理費等）
- 機能性（快適さ・バリアフリー等）

5. 審議の経過について

本検討委員会においては、前述した基本理念及び基本的事項等を踏まえながら、那覇市民会館が有する様々な価値を後世へ継承することを目的とし、保存可能性等についてこれまでに5回にわたり審議調査を行ってきた。

【第1回 検討委員会開催について】

平成30年3月23日（金）に委員会を開催した。検討内容の概要は次のとおりであった。

- ・建物はモニュメント的に保存するのではなく、使いながらの動的保存とする。
- ・「アマハジ」「ヒンプン」「赤瓦」等、建築的価値、復帰記念式典を行った場所であるという歴史的な価値等、那覇市民会館の価値を再確認する必要がある。
- ・改修費及び維持費を試算し、費用対効果を十分に検証する必要がある。
- ・安全性を確保しなければならない。
- ・検討委員会の開催頻度は、4ヶ月に1度のペースを目標値とする。

【第2回 検討委員会開催について】

平成30年7月31日（火）に委員会を開催した。検討内容の概要は次のとおりであった。

- ・那覇市民会館の現場調査を行い、直接、建物の劣化状況等を調査した。
- ・現場調査を踏まえ、審議の方向性等について検討を行った。

【第3回 検討委員会開催について】

平成30年11月19日（月）に委員会を開催した。検討内容の概要は次のとおりであった。

- ・那覇市民会館の保存手法及び課題等の整理について、次の4つの保存手法について検討を行った。
 - (A)「外観保存」(B)「部分保存」(C)「部分復元」(D)「解体・無形保存」

【第4回 検討委員会開催について】

平成31年3月27日（水）に委員会を開催した。検討内容の概要は次のとおりであった。

- ・那覇市民会館の保存手法及び課題等の整理について、それぞれの手法に対する評価等に関する検討を行った。

【第5回 検討委員会の開催について】

令和元年7月31日（水）に委員会を開催した。

- ・これまでの審議内容の取りまとめ（素案）について検討を行った。
委員会において素案内容を検討し、（C）部分復元を基本として（D）記録保存を取り入れた複合的な案を答申とする旨、意見を取りまとめた。
なお、この第5回目をもって、当該検討委員会の検討は終了となった。

6. 保存・活用等における4つの方向性

保存可能性等を検討するにあたっては、以下の4つに区分して比較検討した。
（※詳細については、次ページに記載）

【A案】：外観保存

モダニズム建築のひとつとして、外観を残しつつ、必要な機能に改築を行う。

【B案】：部分保存

特徴的な部分を耐震性や安全性を確保した上で、建物の特徴的な部分の一部を残し、新たな建築物を建設する。

【C案】：部分復元

現存する建物を全て解体し、原図を基に建築的特徴を再現しながら新施設を建設する。

【D案】：解体・無形保存

記憶の継承のため、設計図等を整理し、記録として保存する。

7. 保存・活用等の方向性に関する評価

保存・活用等における4つの方向性について比較検討を行った。

ただし、保存・活用等の最終的な判断を行うには、現在市で進めている新たな施設の具体的内容等を設計する際に、改めて、現建物の保存活用を含めて設計に反映させることが可能か、或いはその際のコスト等も含めて、民間事業者等を含めた様々な視点で検討することが必要である。

そこで、本委員会では、保存活用案については、4つの方向性について、比較することに留め、新たな施設の設計の際の留意点等を合わせて整理し、本委員会としての評価として示す。

－保存・活用等の方向性に対する評価－

方向性 保存方法 視点	(A) 外観保存 外観を残しつつ、必要な機能に改築を行う。	(B) 部分保存 耐震性や安全性を確保した上で、建物の特徴的な部分の一部を残し、新たな建築物を建設する。	(C) 部分復元 現建物を全て解体し、原図を基に建築的特徴を再現しながら新施設を建設する。	(D) 解体・無形保存 現建物を全て解体し、新施設を建設する。建築的価値継承のため、設計図等を整理し、記録保存する。
① 建築物としての歴史的・文化的意義	現在の建物及び材料等の大部分が保存されるため、歴史的・文化的意義を詳細に継承することが可能。	現在の建物及び材料等の活用できる箇所を部分的に保存することで、歴史的・文化的意義を継承することが可能。	建築的特徴となる箇所を部分的に復元することで、歴史的・文化的意義を限定的に継承することが可能。	資料や原図等を文書として記録保存し、歴史的・文化的意義を限定的に継承することが可能。
② 建築的特徴・意匠性	現在の建物及び材料等の大部分が保存されるため、建築的特徴、意匠性を詳細に継承することが可能。	現在の建物及び材料等の活用できる箇所を部分的に保存することで、建築的特徴、意匠性を継承することが可能。	建築的特徴となる箇所を部分的に復元することで、建築的特徴、意匠性を限定的に継承することが可能。	意匠としては継承できないが、資料等を記録・保存することで、建築的特徴、意匠性を限定的に継承することが可能。

③ 建築物の利便性	現行の法規制・基準等に適合しておらず、老朽化が著しいこと、別の用途となることから大規模な改修が必要であり、利便性の改善はある程度可能だが多くの課題が想定される。	現行の法規制・基準等に適合しておらず、老朽化が著しいこと、別の用途となることから大規模な改修が必要であり、利便性の改善は可能だが多くの課題が想定される。	建築的特徴を部分的に復元しながら新たな施設を新築するため、現行の法規制・基準等を満たし、利便性は高い建築物となる。	新たな施設を新築するため、現行の法規制・基準等を満たし、利便性は高い建築物となる。
④ 施設の安全性（耐久性・耐震性）	構造体の劣化状況及び現行の法規制・基準等に適合していないことから、耐久性・耐震性の確保のため、大規模な改修が必要。既存の構造体の劣化状況の判断には更なる詳細な調査が必要となり、耐用年数や最終的な安全性の判断が難しい。	構造体の劣化状況及び現行の法規制・基準等に適合していないことから、耐久性・耐震性の確保のため、大規模な改修が必要。部分的に保存する既存の構造体の劣化状況の判断には更なる詳細な調査が必要となり、耐用年数や最終的な安全性の判断が難しい。	建築的特徴を部分的に復元しながら新たな施設を新築するため、現行法で定められた耐久性及び耐震性を確保することが可能であり、安全性が高い建築物となる。	新たな施設を新築するため、現行法で定められた耐久性及び耐震性を確保することが可能であり、安全性が高い建築物となる。
⑤ コスト等	那覇市民会館の用途として躯体の耐久性及び耐震性の確保に約 31 億円の改修費が必要となる。(注1)更に用途変更のための改修にも多額の費用が想定される。また、耐久性・安全性の維持にも莫大な費用が必要となる。(注2)	建設当時の構造体等の改修及び劣化した部分の継続的な補修が必要である。新築に比べ維持費がより必要となる。	新たな施設を新築するため、(A) (B) と比べ、施設の維持費は抑えられる。健全な構造体及び材料等であることから建物の長寿命化が図れる。	新たな施設を新築するため、(A) (B) と比べ、施設の維持費は抑えられる。健全な構造体及び材料等であることから建物の長寿命化が図れる。

⑥ 機能性 (快適さ・バリアフリー等)	既存設備の老朽化が著しいことから、設備等の改修が必要となる。既存建物がバリアフリー等への対応ができていないなどの課題も多く、機能性向上の改修も必要となる。	既存設備の老朽化が著しいことから、設備等の改修が必要となる。既存建物がバリアフリー等への対応ができていないなどの課題も多く、部分的に保存する部位によっては、機能性向上の改修も必要となる。	現存する建物を解体し、那覇市民会館の建築的特徴を部分的に復元しながら新たな施設を新築するため、設計の自由度が高く、機能性が高い設計が可能である。	新たな施設を新築するため、設計の自由度が高く、機能性が高い設計が可能である。
------------------------	---	---	--	--

(注1) 改修工事費については、「公会堂」としての建物用途で、那覇市民会館躯体の安全性を確保することのみに係るものとなっており、この改修費に設備改修等に係る費用は含まれていない。

(注2) 躯体の健全な耐久性を確保するに係る改修工事については、断面修復法、表面処理工法及び脱塩工法等が検討されているが、それらの耐用年数は20～30年程度と想定されており、躯体の安全性を確保するためには、それら改修工事を定期的・継続的に実施しなければならない。

8. 保存・活用等の方向性に関する総合評価

「1. はじめに」において前述したとおり、那覇市民会館は沖縄の「文化の殿堂」として県内外の多くの人々に利用され、沖縄の文化振興に寄与してきたところであり、本土復帰式典が行われた場所でもあることから、歴史性を有する貴重な建築物でもある。

長く市民・県民に親しまれてきた建物は、建築的価値に加えて、歴史的・文化的価値等を有しており、公共建築物としての社会的役割を果たすことで地域社会へ貢献してきた建物でもあることから、今後沖縄の発展のためにも、那覇市民会館敷地において、これらの価値を何らかの形で後世に引継がなければならない。

一方、那覇市民会館敷地に新たに建設される施設は、今後、我々の子・孫の世代が長きに亘って使っていくことになるため、性別や年齢、ハンディキャップの有無に関わらず、市民が安心・安全に施設に立ち寄り、地域に愛される建築物としなければならない。

また、保存・活用等の方向性を選択するに当たっては、施設の維持管理等にかかるコストについて、未来の世代への負担を最小限に抑えるよう費用対効果の検証すること及び建物が持つ歴史的・建築的価値の継承することについても考慮しなければならない。その際には、新しい時代の要求に応えられるよう配慮が必要となる。

しかしながら、歴史的・建築的価値の継承については、アマハジ部分における鉄筋の重度の腐食、腐食に伴うコンクリートの剥離・落下、コンクリートコアが示す高い初期内在塩分量、かぶり厚を超えた中性化深さ及び耐震補強の有効性への懸念等、多くの問題等を解決する必要があるが、それら全てを解決し、建物を健全に維持しながら保存・利活用等するには多大な費用が必要となる。

このように、各区分においては、それぞれの視点ごとに利点及び課題等があり、相互に両立し難い部分が存在することから、本委員会においては、以下の事項について重点を置き、総合的な判断を行った。

- 施設の安全性（耐震性・耐久性）
- 機能性（快適さ・バリアフリー等）
- コスト等

4つに区分した保存・活用等の方向性においては、（B）部分保存及び（C）部分復元が現実的な提案と思われるが、上記の事項を鑑みると（C）部分復元が実現の可能性が最も高い。しかしながら、建物の持つ歴史的・文化的価値の継承も非常に重要であることから、例えば、多くの市民に親しまれてきた那覇市民会館の特徴的なファサード（県道 222 号線側及び与儀公園側の 2 面）を再現すること

や安全に使用できる建築材料は可能な限り活用すること等、歴史的・建築的価値の継承についても十分に配慮する必要がある。

以上を踏まえ、本委員会においては、(C) 部分復元^(注 3)を基本とし、現在ある利活用等が可能な部位及び材料等を可能な限り活用し、加えて、建物が持つ歴史的・文化的価値を文書等で保存をする(D) 記録保存を取り入れる複合的な建物の保存・活用等というものが総合的に最も優れていると判断するものである。

(注 3) 主な部分復元の検討範囲等については「那覇市民会館における部分復元検討部分(図示)」にて示す。

9. 保存・活用等に当たっての留意すべき事項

【躯体等状況把握に関する追加調査】

本委員会においては、審議における理念、基本的事項、前提条件及び保存・活用等の方向性に基づき、建物の保存可能性等について検討を行ってきたが、那覇市民会館の劣化状況に関する調査・確認については、現場の目視調査及び耐震診断における調査データに基づく審議にとどまっており、用途変更等に係る法制度の検証及び部材や材料等の安全性の確認に係る調査を行うに至っていない。今後、本答申内容を踏まえ新たな設計を行うにあたり、那覇市民会館の有する様々な価値を継承することを目的とし、躯体部位及び材料等の再利用を検討する際には、それらの安全性を把握するため新たな調査が必要となる。

【記録保存に関する要望】

新たに建設される施設内においては、那覇市民会館の資料や情報が誰でも気軽に閲覧できる展示場所等を設置することを要望する。

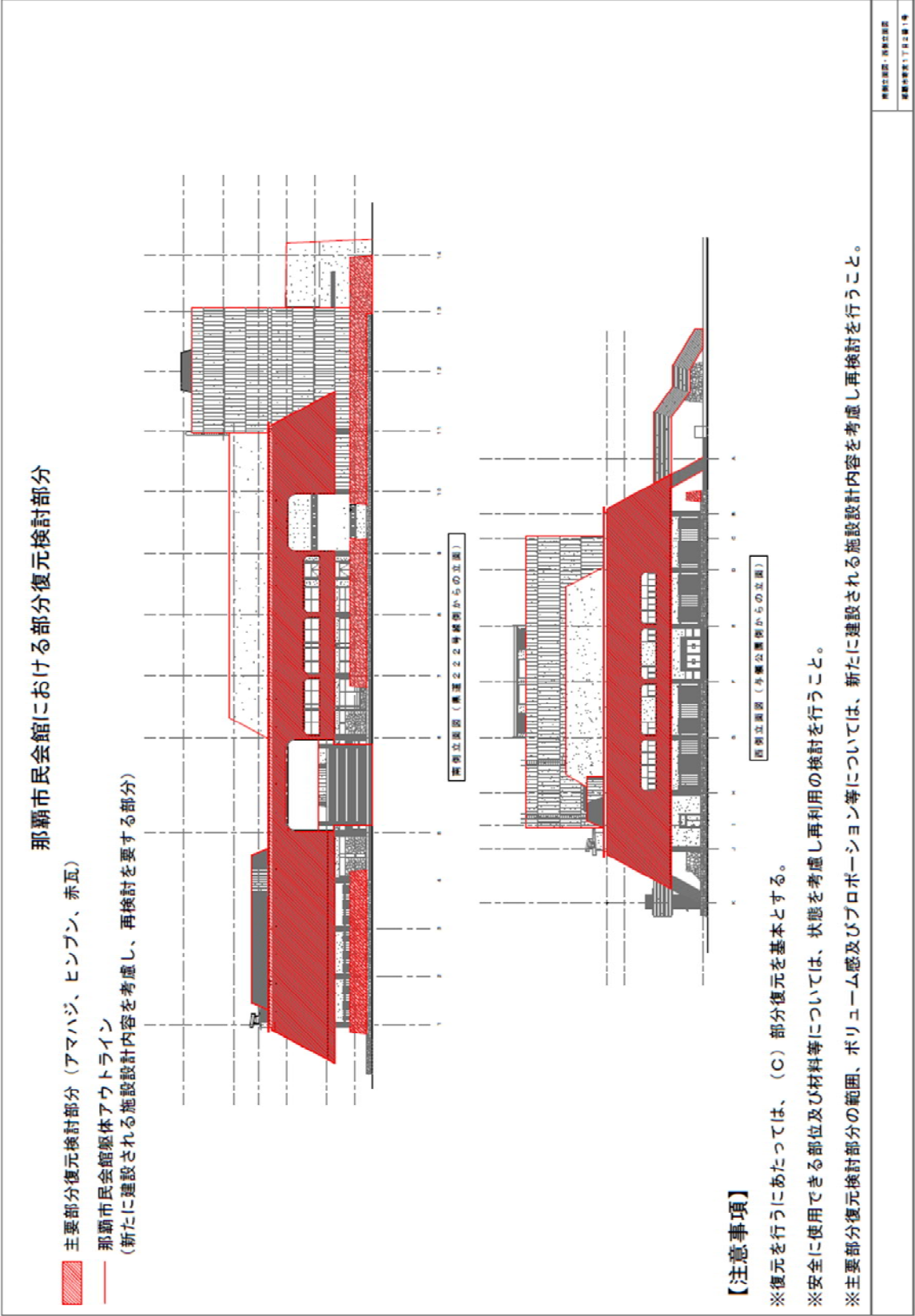
【法制度関係の詳細検討】

現在の那覇市民会館は、現行法の制度に照らして、「既存不適格」の状態である。このため、現行法に適合した建築物として再生させていくことが必要となる。

【設計案の提案について】

- 設計案の提案については、様々な手法を検討し、募集する。
- 設計案は沖縄県内の設計者のみでなく県外設計者の協力を含め広く募る。
- 設計案については、改修等工事費に係る金額の上限を定め、費用対効果の検証を十分に検討することを条件に加える。

10. 那覇市民会館における部分復元検討部分（図示）



11. 那覇市民会館保存可能性等検討委員会 委員名簿

氏名	職業・所属	区分	備考
小倉 暢之	琉球大学 工学部 名誉教授	有 識 者 (建築意匠)	委 員 長
赤嶺 剛	(有) スタプランニング 代表	市民代表	副委員長
山田 義智	琉球大学 工学部 教授	有 識 者 (建築材料)	委 員
中田 幸造	琉球大学 工学部 准教授	有 識 者 (建築構造)	〃
西里 幸二	沖縄県建築士会 会長	有 識 者 (建築設計)	〃
新城 美紀子	沖縄県建築士会 会員	有 識 者 (都市計画)	〃
久高 豊	(株) りゅうぎん総合研究所 専務取締役	有 識 者 (経 済)	〃
根路銘 安史	(有) アトリエ・ネロ 代表	市民代表	〃

